

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの強化を、全てのステークホルダーよりの社会的要請として真摯に受けとめるとともに、その重要性を強く認識し、その充実を図るため、次のような取組みを行なっております。

取締役会は、10名の取締役(内1名は社外取締役)で構成され、月1回の定時取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な論議を尽くして経営上の意思決定を行なっております。取締役会においては、付議事項の充実を図り、業務執行の状況報告や重要事項の決定などを主体に行なうとともに、監査役からの助言、報告も受入れています。また、「部長会」や「所長会議」を定期的に開催することにより、重要な情報の伝達を行なう他、リスクの未然防止を図っております。

当社は、経営のスピードを維持しつつ戦略の展開をフレキシブルに進めていくため、従来型の監査役会設置会社形態を採用しております。また、2016年8月5日開催の定時株主総会決議により就任した社外取締役は、業界事情に精通しており、その知見から適切な助言やご意見をいただけるものと考えております。

監査役会は、営業体制の管理状況、内部体制の管理状況及び経理処理の状況、取締役の業務執行状況を、3名で分担し、定期的に開催される監査役会において情報交換を行なうことにより、経営監視機能の強化を図っております。なお、監査役の内2名が社外監査役であり、2名を独立役員に選任しております。

監査課は、当社だけでなく連結子会社も対象として定期的に監査を実施しており、各業務が法令、定款及び社内規程などに準拠しているか検証しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

#### 【補充原則 1 - 2】

現時点で、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は2%未満と低く、議決権の電子行使導入に要する費用や効率面を考慮して、実施しておりません。また、招集通知の英訳につきましても、海外投資家比率が低いいため、実施しておりません。今後の株主構成の変化等に留意しつつ、必要に応じて株主の皆様の利便性に配慮した対応を検討してまいります。

#### 【補充原則 2 - 4】

当社は、性別や国籍を問わず、公正、公平な評価に基づいた中核人材の育成、登用を行っております。必要に応じて、適材適所での人員配置を基本としているため、その目標値はかかげておりません。

#### 【原則 2 - 6】

当社は、企業年金の運用は行っておりませんので、アセットオーナーとしての専門性を持った人材育成は、急務でないと考えております。従業員の安定的な資産形成については、従業員持株会、財形貯蓄、退職金制度等を整備しております。

#### 【補充原則 3 - 1】

当社は、海外投資家比率が低いため、英語での情報開示は行っておりません。海外投資家比率の動向や要望等を考慮しながら検討してまいります。

#### 【補充原則 3 - 1】

当社の事業活動、取扱い商品やサービスなどにおいて、サステナビリティを巡る課題に関連する分野については、環境への影響を意識しながら取り組んでおります。しかし、状況変化に合わせて迅速に業績予想の見直しを行うことを基本として、中長期計画を未開示であることから、計画と整合性のある情報を開示できる段階にありません。今後検討を進めてまいります。

#### 【補充原則 4 - 1】

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、変動の激しい環境の中で常に見直しを行っていることから、中期的な業績予想を掲げることが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの考えから、数値目標をコミットするような中期目標は策定しておりません。単年度計画と実績との乖離については、取締役会や幹部会などでその原因分析を行い、決算発表資料等を通じて開示、説明しております。今後、中期計画を含めて、開示情報の充実に向けて検討してまいります。

#### 【補充原則 4 - 1】

現在の代表取締役の就任後の経過年数や年齢を踏まえ、喫緊の課題として取締役会で議論する時期ではないため、取締役会として後継者計画や具体的な監督を行っておりません。今後、時期に応じて具体的な検討を尾行してまいります。

#### 【原則 4 - 2】

取締役会においては、株主への説明責任を意識して、基本的に社外取締役、監査役の全員が出席し、会社の持続的成長と企業価値の向上を図るべく、積極的に意見を出し合い、多面的に検討を行っております。また、承認された議案の実行に際しては関係各部門の取締役や担当部署の責任者の間で連携をとって進めております。

取締役の報酬については、短期の業績に連動した報酬と業績連動以外の報酬により構成されております。管理部門担当取締役は業績

連動報酬1割、業績連動以外の報酬9割、営業部門担当取締役は業績連動8割、業績連動以外の報酬2割を目安としており、現在の報酬体系が各取締役の健全な動機付けに資するものと考えております。  
インセンティブ等の報酬の導入については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4 - 2】

当社の取締役等の報酬に関する考え方は、後記「取締役報酬関係」に記載のとおりです。中長期的な業績連動報酬の導入については、持続的な成長に対するインセンティブの観点から今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4 - 2】

当社は、社会、環境問題などに関するサステナビリティを巡る課題は重要項目と認識して取り組んでおりますが、基本的な方針の策定や監督は行っておりません。今後、サステナブルな社会実現のため、検討してまいります。

【補充原則 4 - 3】

当社では、経営幹部の選任については、業務経験、能力、業績貢献度等の評価を踏まえて、取締役会で議論して決議しております。また、解任においても、重大な問題があった場合などに同様の手続きにより検討が行われます。今後、より公正で透明性の高い手続きによる経営陣の選解任や評価を行うよう検討してまいります。

【補充原則 4 - 3】

当社では、指名委員会等の諮問委員会を設置しておりませんが、CEOの選解任は会社における最重要の戦略的意思決定であるとの認識を踏まえ、持続的な成長と中長期の企業価値向上に資することが可能と認められる経営陣幹部を、社外取締役も出席する取締役会において、CEOとして選任します。

【補充原則 4 - 3】

当社は、CEOを解任する具体的な評価基準を設けておりませんが、CEOがその機能を十分に果たしておらず、重大な不祥事や著しい業績不振などにより、解任が相当と判断される事由が生じた場合には、社外取締役も出席する取締役会において、CEOの解任を決議いたします。

【原則 4 - 8】

当社の独立社外取締役は1名ですが、社外取締役および社外監査役が連携を取ることで、業務執行取締役に対する監督、監査や中立、公正な立場から助言を行える体制となっております。なお、ガバナンス体制強化の観点から、適任者が確保できるタイミングで、独立社外取締役の複数名就任を検討してまいります。

【補充原則 4 - 8】

当社は、支配株主および役員等との取引(関連当事者との取引)を行う場合には、その取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、事前に取締役会の承認を得ることを条件としています。また、期末時点において、取締役等に対して関連当事者取引に関する調査を実施しており、取引の有無およびその内容について有価証券報告書、株主総会招集通知などに記載して開示しております。なお、当社では、独立社外役員を含めた独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、取締役会においては、独立社外役員も出席して取引内容の確認を行っております。

【補充原則 4 - 10】

当社は、取締役の指名(後継者計画を含む)や報酬等に係る諮問委員会を設置しておりませんが、指名・報酬等を決定する取締役会においては、知識、能力、多様性などの観点を含めて、出席している社外取締役に意見を求めるなど、公正透明性の高い手続きにより行っており、独立社外取締役の役割は、有効に機能していると考えております。

【原則 4 - 11】

当社の取締役会は、各事業喫緊の課題に精通した知識、経験、能力を備えた社内取締役と、当社に関連する業界での経験、見識などを考慮した社外取締役に構成されており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来ると考えております。なお、外国人取締役を選任しておりませんが、海外事業展開を行っていないため、現時点では、選任の必要性はないと考えております。社外監査役のうち1名は、建築業界における企業経営者であり、当社の業務内容や関連業界をはじめ、会計監査人の関さないようにも造詣が深く、もう1名は、弁護士としての法務面での専門性を考慮して選任しており、当社のコーポレートガバナンスや内部統制に伴う取締役の役割・責務の遂行が妥当かどうか判断できると考えております。

【補充原則 4 - 11】

当社の取締役会は、多様な業務の機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理等に対応すること及び独立性、客観性等を総合的に勘案した取締役の規模として必要な人数の取締役を選任しております。また、社外取締役については、他社での経営・業務の経験と当社業界に対する知識、理解を基に当社経営に資するスキルを有している者を選任しております。スキル・マトリックス等の取締役の知識、経験、能力等の組合せの開示につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則 4 - 11】

当社の取締役会は、法令及び取締役会規程に定められた重要事項を決定しており、議論や発言内容、審議における十分な時間の確保等から取締役会全体の実効性は確保されていると考えております。取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果の開示については、取締役会の更なる機能向上の観点から、今後、評価方法を含めて検討してまいります。

【原則 4 - 14】

当社では、全役員を対象とした外部セミナーへの参加や講習会の開催等に関する方針は、設けておりませんが、各取締役が、掌管する部門の業務知識を高めるため、必要に応じて該当する分野の研修やセミナーに、会社負担にて参加しております。今後、役員として期待される役割や責務に関する理解を深めるとともに、必要な知識の習得を目的とした、全役員対象の研修の実施について、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4 - 14】

社外取締役や社外監査役の就任に際しては、就任以前から当社の事業等を理解していることを前提としておりますが、更に、事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得するため、事業内容の説明や質疑応答の場を設けてまいります。

【原則 5 - 2】

当社は、「補充原則4-1」に記載のとおり中期経営計画を開示しておらず、また、収益力、資本効率等に関する目標も開示していません。今後、開示について検討してまいります。

【補充原則5-2】

当社は、事業内容、経営戦略や経営方針等について、有価証券報告書に記載しておりますが、中期経営計画は開示しておらず、事業ポートフォリオの基本方針等についても開示していません。  
今後、経営戦略や経営方針等を新たに公表するタイミングで、事業ポートフォリオに関する基本的な方針などについて、開示することを検討しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【原則1-4】

当社は、取引の維持・強化や各種業界情報の収集など、業務の円滑な推進や事業運営における必要性などを目的として、取引先等の株式を保有しております。保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスク等を総合的に精査して、保有の可否を判断しております。  
議決権の行使に当たっては、その議案の内容を精査し、当社の企業価値の向上に資するかどうかを基準に総合的に判断しております。

【原則1-7】

本報告書【支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する考え方】に記載のとおり、取引内容や正当性について独立役員が吟味し、最終的に取締役会で決議しております。なお、当該議案の決議には、支配株主等の関連当事者と利害関係のある取締役は参加しないこととしております。

【補充原則2-4】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【原則2-6】

当社は、企業年金の運用は行っておりません。

【原則3-1】

当社は、情報の開示に当たっては、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の規則等に則り、適時・適切な開示を行うとともに、当社のホームページにも掲載し、情報の即時性、公正性を目指しております。

- (1)経営理念や行動規範等をホームページに開示するほか、経営戦略の概要については有価証券報告書等にて開示しております。
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書および事業報告書等にて開示しております。
- (3)役員の報酬等については、その額又は算定方法の決定に関する方針を定めております。  
具体的には、株主総会が決定する報酬の限度内において、取締役会の委任を受けた代表取締役会長が、取締役個別の報酬額を取締役に付議し、決定しております。監査役報酬については、株主総会が決定する報酬の限度内で、監査役協議により決定しております。  
詳細につきましては、本報告書【取締役等の報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無】に記載のとおりです。
- (4)経営陣幹部の選任や取締役・監査役候補者の指名については、業務経験、能力、業績貢献度等の評価を踏まえて、取締役会で議論して決定しております。また、解任においても、重大な問題があった場合などに、同様の手続きにより検討が行われます。
- (5)取締役・監査役候補者の指名に関しては、個々の経歴および指名理由等を招集通知に開示して、株主総会に付議しております。  
なお、解任理由についても、必要に応じて招集通知に記載します。

【原則3-1】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-1】

当社は、法令上定められている事項のほか、これに準ずる事項としてその重要性や性質等を踏まえ、取締役会の決議事項を「取締役会規程」に定めるとともに、経営陣幹部を含む各役職の責任と権限を「職務権限規程」に定め、効率的な業務執行を図っております。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役には、会社法に定める社外取締役の要件および証券取引所が定める独立基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役を候補として選定しております。

【補充原則4-10】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-11】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-11】

当社においては、現時点において、社外取締役を含む取締役が他の上場会社の役員を兼任している事例はありません。

【補充原則4-11】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トシン・グループ株式会社	3,466,125	30.39
加藤 光男	2,447,500	21.45
加藤 光昭	2,245,600	19.68
株式会社ケイアイテイ	1,026,500	9.00
加藤 隆子	630,700	5.52
トシングループ仕入先持株会	471,300	4.13
トシングループ従業員持株会	318,100	2.78
東京海上日動火災保険株式会社	172,500	1.51
加藤 美奈子	114,700	1.00
加藤 一昭	68,800	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	加藤 光男 加藤 光昭
親会社の有無	なし

### 補足説明

中間配当基準日である2021年11月20日現在で記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引については、取引の必然性、取引方法・取引価格などの取引条件の妥当性、意思決定の過程の正当性や少数株主の利益を阻害していないか、などを独立役員が吟味し、問題が無い旨の報告を受けて、取締役会で最終的な決議を行なうことにより、公正性を担保するとともに、少数株主利益の保護に配慮しております。

なお、取締役会における当該議案においては、支配株主と利害関係のある取締役は、決議に参加しないこととしております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
金子 英男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 英男		当社との利害関係はありません。	会社経営への関与と経験はありませんが、当社の属する業界において長年培われた豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化に活かしていただくため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、四半期ごとの会計監査実施前及び実施後の報告会に出席し、定期的に情報交換しております。監査課についても、内部監査の結果について、監査役からの要請があれば、必要な報告及び情報提供を行なう他、定期的に意見交換する機会を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
阿久津 正志	弁護士														
光藤 周一	その他														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿久津 正志		当社との利害関係はありません。	弁護士資格を有しており、専門的見地から監査を担当しております。また、独立役員として、公正な意見、助言をいただけるものと確信しております。

光藤 周一	当社との利害関係はありません。	建築業界の経営者として、業界事情にも精通しており、その見地から取締役の業務執行状況を主体に監査を担当しております。また、独立役員として、公正な意見、助言をいただけるものと確信しております。
-------	-----------------	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、業績連動的要素を取り入れた体系としており、特別なインセンティブの付与は、現状必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役については、全社内取締役に対する支払総額を記載するとともに、支払額が1億円を超える役員について個別に記載しております。監査役についても、常勤監査役に対する支払総額を記載しております。また、社外取締役および社外監査役2名に対する支払総額も記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、会社の経営成績および各役員の役位および職務の内容に応じた業績の評価等を勘案し相当と思われる額としております。当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年8月5日で、決議の内容は取締役の報酬限度額が年額6億6千万円以内、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1997年8月19日で、決議の内容は、監査役の報酬限度額が年額3千万円以内であります。当社の取締役の報酬等の額は、業績連動と業績連動以外の報酬により構成されております。業績連動報酬は、短期の業績に連動する報酬であり、業績連動以外の報酬は、固定報酬が該当します。その支給割合は、管理部門担当取締役は業績連動報酬1割、業績連動以外の報酬

9割、営業部門担当取締役は業績連動8割、業績連動以外の報酬2割をおよその目安としております。短期の業績連動報酬に係る指標は、計画売上高の達成率及び目標とする経営指標である経常利益率8%以上の達成を一つの目安としております。当該目標を選択した理由は、計画売上高と目標とする経営指標を達成することについて、役員としての責任を明確にすることにあります。

個別取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長加藤光男であり、その権限の内容および裁量の範囲は、取締役会において報酬等の決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議したうえで、上記の報酬の範囲内で各取締役の報酬を決定することにあります。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

当事業年度における取締役の報酬等の額の決定過程において、取締役会は、代表取締役会長加藤光男より報酬等の決定方針と決定方法の説明を受け、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議致しました。

なお、監査役の報酬については、上記の報酬の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の議案について事前に説明を行い、主旨をご理解いただけるよう、また、出席しやすい日時での取締役会の開催に配慮しております。

社外監査役には、取締役会決議の内容等の情報は、取締役会に出席している常勤監査役から、定期的開催される監査役会において報告されております。また、監査業務に係る情報を必要に応じて得られるよう、各担当取締役又は該当部署の責任者が協力しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (業務執行)

取締役会以外に、個別経営課題の協議の場として、取締役と部長、副部長による幹部会を、毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、迅速な経営の意思決定に活用しております。

### (監査、監督)

社長直轄の監査課が、連結子会社を含めて、各業務の監査を定期的実施することにより、内部牽制機能の充実を図っております。

会計監査は、会計監査人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については、随時情報の交換及び確認を行なって、会計処理の適正性確保に努めております。

また、弁護士及び税理士事務所とは、顧問契約に基づき、必要に応じて適宜助言を受けております。

### (指名、報酬決定)

取締役及び監査役の指名は、社外取締役や社外監査役も出席する取締役会、監査役会において協議し、指名者について株主総会で承認をいただいております。

報酬額に付きましても、職務の執行状況、業務への貢献度等を勘案し、協議の上、株主総会で承認をいただいた限度額を超えない範囲内で決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、各取締役間で良好な信頼関係と意思疎通が図れており、経営において素早い意思決定がなされております。取締役相互の牽制機能も構築されている他、株主総会、監査役会も適正に機能していることから、現状の体制が当社にとって最適なものであると考えております。

また、社外取締役を1名選任して、その機能の有効性の強化を図っておりますが、今後は、必要に応じて複数名の選任を検討してまいります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、創業以来毎年5月20日を決算日としており、株主総会集中日とは重なっておりません。また、3月決算への変更などは、考えておりません。 定時株主総会は、毎年8月初旬に開始足手下りですができるだけ多くの株主様が出席できるよう配慮しております。東京オリンピックの開催時期と重なることを避けるため、議決権行使の基準日を6月20日に変更して、2020年の第43期は9月4日に、2021年の第44期は9月3日に開催いたしました。2022年の第45期につきましては、基準日を5月20日に戻して8月初旬に開催する予定です。

## 2. IRに関する活動状況



	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後及び第2四半期決算発表後の年2回、機関投資家との個別ミーティングを主体に、説明を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	本決算および四半期決算ごとの決算短信ならびに株主通信などの資料、各種発表資料などを、ホームページに掲載しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、総務本部の情報管理担当役員及び総務課IR担当役員が、それぞれ担当役員及び事務責任者となっております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算資料等をはじめとする情報提供については、適時開示を基本とし、開示した内容については、開示とほぼ同時にホームページにも掲載しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めており、その方針に基づく内部統制システムの構築を速やかに実行するとともに、不断の見直しによって、その改善を図り、効率的で適法な企業体制の構築を目指しております。

なお、財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法の要請に基づき、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠して、当社グループの評価対象拠点において、内部統制の文書化や自己評価を実施するとともに、監査部門がその自己評価結果に対して独立した立場からモニタリングを実施しております。グループ全体の内部統制の有効性を審議する機関として「内部統制事務局」を設置し、そこの審議結果を踏まえて、内部統制報告書に署名する経営者(社長)が最終的な評価を実施しております。

当社、子会社及び関連会社(以下、当社グループ)は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
企業理念に基づいた「倫理規定」、「行動規範」を定め、取締役、使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動を取るための規範とします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。なお、作成した文書の保存期間は法令その他別段の規定がある場合は、文書管理規程に定める保存期間とします。  
また、法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行なうものとします。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務管理、安全管理、コンプライアンスなどの各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部署において、規程、マニュアル等を作成し、その周知徹底を図るものとします。新たに発生したリスクについては、代表取締役社長がマニュアル等にその対処を追加、または必要に応じて新たな担当部署の設置を、速やかに指示します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制  
取締役会においては、当社グループの取締役、使用人が共有する全社的な目標を定めます。取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、取締役会において定期的に進捗状況をレビューし改善を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。
5. 子会社及び関連会社(以下、子会社等)の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制  
子会社等については、関係会社管理規定に基づき所管部門が定期的に報告を受けて管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとします。  
また、子会社等のリスク情報の有無を監査するため、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、監査課を中心として定期的な監査を実施する体制を構築します。監査の結果、子会社等に損失発生危険を把握した場合には、直ちに取締役及び関連部署に報告される体制を構築します。
6. 監査役画その職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保に関する事項  
監査役を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人はその職務の遂行に関して、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締

役の指揮命令を受けないものとします。

また、当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査役の同意を得なければならないものとします。

#### 7. 当者グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、以下の事項について、監査役に報告する義務を負う他、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行なうものとします。

- (1) 取締役会の決議事項
- (2) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- (3) 当社グループの取締役及び使用人の法令、定款違反行為またはこれらの行為を行なう恐れのある事実
- (4) 監査課による内部監査の結果
- (5) 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役への報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行なうことを禁止する。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役がその職務の執行に係る費用の支払を求めた場合、必要ないとみちめられた場合を除き、当社がその費用を負担する。

代表取締役社長、広報・管理本部長及び監査課責任者は、定期的に監査役と意見交換する機会を設け、監査役の監査の実効性確保に努めております。

当連結会計年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、企業理念に基づいた「倫理規定」「行動規範」を、子会社等を含めた各事業所に掲示することにより、その浸透に努めてまいりました。

企業集団のリスク管理においては、代表取締役社長を中心に各部門・部署におけるリスク低減に努めてまいりました。

取締役は、取締役会及び部長会において年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、迅速かつ効率的な業務を行っております。また各子会社等の状況についても、担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行い、必要に応じて取締役会に報告を行ってまいりました。

内部監査の実施については、子会社等を含めた核事業所において、監査課が年間の内部監査計画に基づき、諸規程の遵守状況について監査を監査を行ってまいりました。尚、内部監査時に確認された内容については、監査課から担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行っております。当社の監査役への報告としては、取締役会等の会議体を通じて適宜報告されております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経済活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための基本方針を定めており、当該方針に基づき、対応統括部署及び責任者を任命するとともに、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、外部専門機関と緊密な連携を構築しております。

また、当該方針は、社内研修等を通して全社員に周知しております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

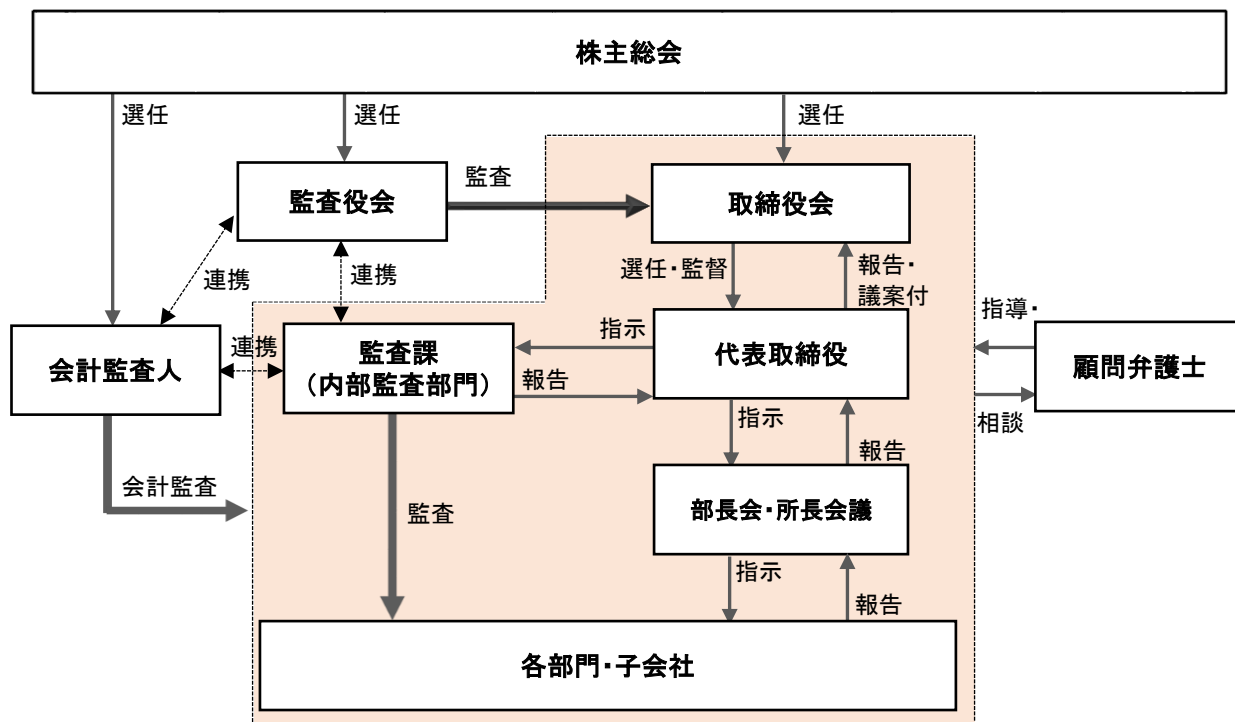
当社は、常に業績の拡大と企業価値の増大を意識した経営を行っており、買収等に係る対策は特に講じておりません。

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の、コーポレートガバナンス体制ならびに適時開示体制は、以下のとおりです。

《コーポレートガバナンス体制の概要》

当社は、コーポレートガバナンスの重要性認識のもと、更なる充実を図るべく常に組織の見直しを含めて有効な施策の実施に努めております。



《適時開示体制の概要》

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、迅速、正確かつ公平に開示するという方針に基づき、適時、適切な会社情報の開示を実施するための社内体制を整備しております。

1. 決算情報

財務部門が四半期を含む決算内容等を取りまとめ、情報管理担当取締役へ報告します。情報管理担当取締役が取締役に報告し、承認された後、情報開示担当者へ公表を指示します。

2. 決定事実

情報管理担当取締役が関係各部門から報告を受けて、重要性の判断及び情報開示の要否を検討します。開示が必要な場合は、取締役会に報告し、承認された後、情報開示担当者へ公表を指示します。

3. 発生事実

各部門から報告された発生事実を、情報管理担当取締役が重要性の判断及び情報開示の要否を検討し、開示が必要な場合は、代表取締役へ報告するとともに取締役会に報告し、速やかに公表します。

なお、開示した情報は、当社ホームページにも掲載します。

